第２４回
建築行政共用データベースシステム
連　絡　協　議　会　　理　事　会

日　　時　令和６年７月29日（月）14:00～15:00
場　　所　ＺＯＯＭによるオンライン開催
　　https://zoom.us/join
　　ミーティングＩＤ：846 1530 7552
　　パスコード　　：059900
次　　第

１．開　　会
２．役員紹介
３．会長挨拶
４．ＩＣＢＡ理事長挨拶
５．議　　事
　（１）前回議事録の確認
　（２）利用状況等
　（３）改修状況
　（４）電子申請受付システムの構築状況と利用料について
　（５）その他
　　１．既存建築確認台帳の電子データ化について
　　２．建築行政・技術情報提供事業

配付資料
【資料1-1】連絡協議会役員一覧
【資料1-2】前回理事会 議事録（案）
【資料２　】建築行政共用データベースシステム　利用状況等
【資料３　】システムの改修状況
【資料４　】電子申請受付システムの構築状況と利用料について
【資料5-1】既存建築確認台帳の電子データ化
【資料5-2】建築行政・技術情報提供事業(講習会・図書販売・情報提供)
【参考１　】連絡協議会　会則
【参考２　】連絡協議会 入会状況

資料1-1

建築行政共用データベースシステム連絡協議会
役　員　一　覧

会　　長	東京都都市整備局市街地建築部長	飯泉　洋
副 会 長	大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室長	中迫　悟志
理　　事	北海道建設部住宅局建築指導課長	渡邉　純一
	宮城県土木部建築宅地課長	高橋　亘
	神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長	太田　宏美
	愛知県建築局建築指導課長	山崎　宏
	兵庫県まちづくり部建築指導課長	吉田　良
	広島県土木建築局建築課長	河野　龍
	愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長	川井　俊明
	福岡県建築都市部建築指導課長	江頭　美紀
	横浜市建築局建築指導部建築企画課長	青木　淳
	名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課長	脇田　泰史
	大阪市計画調整局建築指導部建築確認課長	國領　大介
	北九州市都市戦略局指導部建築指導課長	村上　安伸
	日本ＥＲＩ（株）確認検査本部確認管理部長	橘　裕子
	ビューローベリタスジャパン㈱リソース管理部部長	伊藤　さおり
	（株）確認サービス取締役営業本部長	河田　康司
	(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター業務部長	武縄　真次
	（公社）日本建築士会連合会専務理事	藤本　俊樹
	(一社) 日本建築士事務所協会連合会専務理事	居谷　献弥
オブザーバー	国土交通省住宅局建築指導課長	豊嶋　太朗
	国土交通省住宅局市街地建築課長	下村　哲也
	国土交通省関東地方整備局建政部長	市川　智秀
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	中橋　宗一郎

令和6年7月29日現在

資料 1-2

第 23 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 理事会 議事録（案）

日　　時　　令和 5 年 7 月 26 日（水）14:00～15:00
場　　所　　ZOOM によるオンライン開催
資　　料
・前回連絡協議会理事会　議事録（案）
・第 19 回建築行政共用データベースシステム連絡協議会　総会資料
出 席 者：(敬称略、カッコ内は代理出席者)

会　長	東京都	：飯泉 洋
副会長	大阪府	：牧田 武一
理　事	北海道	：清水 浩史（関 伸泰）
	神奈川県	：伊藤 浩
	石川県	：渡邊 学（中村 学史）
	愛知県	：加藤 智信
	兵庫県	：吉田 安弘
	岡山県	：金光 伸英（藤井 理代）
	広島県	：河野 龍（宮本 洋一）
	福岡県	：松藤 博昭
	大阪市	：國領 大介
	日本ＥＲＩ（株）	：橘 裕子
	ビューローベリタスジャパン（株）	：川越 茂幸(伊藤 さおり)
	（株）確認サービス	：河田 康司
	（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター	：武縄 真次
	（一社）日本建築士事務所協会連合会	：居谷 献弥
	事務局　後藤 隆之、木下 一也、久保 博史、小池 政司、目黒 宏幸	

１．役員紹介（事務局）
役員一覧及び ZOOM 画面確認により、紹介に代えた。

２．議　事
（１）前回議事録の確認
気づいた点などあれば、事務局へ連絡する。

（２）総会付議事項の確認
事務局より、総会配布予定資料を基に役員選任の件について説明され、原案どおり総会に付議することを確認した。

（３）利用状況

事務局より、配布資料を基に利用状況等について説明された。

（４）改修状況

事務局より、配布資料を基に改修状況について説明された。

（５）オンライン化の現状と今後の方針

事務局より、配布資料を基にオンライン化の現状と今後の方針について説明された。

以上について、質疑等なし。

以上

資料２

建築行政共用データベースシステム　利用状況等

利用状況　（令和６年７月現在）

①総括表

太字の内訳は次頁以降をご参照ください。

利用システム	団体区分	利用数	未利用	総数	利用割合
建築士・事務所登録閲覧システム（照会）	特定行政庁（限特以外）	297	**10**	307	97%
	限定特定行政庁	93	**47**	140	66%
	小計	390	57	447	87%
	指定確認検査機関	109	**21**	130	84%
	指定構造計算適合性判定機関（指定確認検査機関除く）	9	**1**	10	90%
	小計	118	22	140	84%
	合計	509	79	588	87%
台帳登録閲覧システム	特定行政庁（限特以外）	**204**	103	307	66%
	限定特定行政庁	**73**	67	140	52%
	合計	277	170	447	62%

利用システム	団体区分	利用数	未利用	**注** 総数	利用割合
法令・大臣認定データベース	特定行政庁（限特以外）	277	20	297	93%
	限定特定行政庁	77	16	93	83%
	小計	354	36	390	91%
	指定確認検査機関	87	22	109	80%
	指定構造計算適合性判定機関（指定確認検査機関除く）	1	8	9	11%
	小計	88	30	118	74%
	合計	442	66	508	87%

注）法令・大臣認定データベースに係る総数は、建築士・事務所登録閲覧システム（照会）の利用数とした。なお、法令・大臣認定データベースは建築士・事務所登録閲覧システムのオプションである。

②建築士・事務所登録閲覧システム（照会）　未利用団体一覧（その１）

【特定行政庁（限特以外）】

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	石川	七尾市	5	兵庫	伊丹市	9	大分	日田市
2	〃	小松市	6	〃	川西市	10	鹿児島	鹿児島市
3	兵庫	尼崎市	7	奈良	生駒市			
4	〃	芦屋市	8	岡山	新見市			

【限定特定行政庁】

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	留萌市	18	北海道	北広島市	35	埼玉	北本市
2	〃	稚内市	19	〃	石狩市	36	〃	八潮市
3	〃	美唄市	20	〃	北斗市	37	〃	蓮田市
4	〃	芦別市	21	〃	当別町	38	〃	幸手市
5	〃	赤平市	22	〃	長沼町	39	〃	吉川市
6	〃	紋別市	23	〃	美幌町	40	〃	杉戸町
7	〃	士別市	24	〃	遠軽町	41	〃	白岡市
8	〃	名寄市	25	〃	白老町	42	岐阜	高山市
9	〃	三笠市	26	〃	音更町	43	〃	多治見市
10	〃	根室市	27	〃	芽室町	44	〃	可児市
11	〃	千歳市	28	〃	幕別町	45	愛知	瀬戸市
12	〃	砂川市	29	〃	中標津町	46	長崎	平戸市
13	〃	深川市	30	群馬	藤岡市	47	〃	五島市
14	〃	富良野市	31	埼玉	鴻巣市			
15	〃	登別市	32	〃	蕨市			
16	〃	恵庭市	33	〃	朝霞市			
17	〃	伊達市	34	〃	桶川市			

③建築士・事務所登録閲覧システム（照会）　未利用団体一覧（その２）

【指定確認検査機関】

No	本社所在地	団体名
1	北海道	株式会社建築確認検査機構あさひかわ
2	〃	一般財団法人函館市住宅都市施設公社
3	〃	株式会社住まい建築検査
4	青森	有限会社アーバン建築確認検査機関
5	秋田	公益財団法人秋田市総合振興公社
6	〃	株式会社秋田建築確認検査機関
7	〃	株式会社北日本建築検査機構
8	山形	株式会社山形県建築サポートセンター
9	福島	株式会社建築検査機構
10	〃	合同会社あんしん住宅検査センター
11	埼玉	株式会社埼玉建築確認検査機構
12	東京	多摩確認検査株式会社
13	石川	一般財団法人石川県建築住宅センター
14	山梨	株式会社ＹＫＳ確認検査機構
15	岐阜	有限会社みの建築確認検査センター
16	愛知	株式会社名古屋建築確認・検査システム
17	和歌山	一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター
18	鳥取	一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
19	山口	一般財団法人山口県建築住宅センター
20	香川	株式会社香川県建築住宅センター
21	沖縄	公益財団法人沖縄県建設技術センター

【指定構造計算適合性判定機関】（指定確認検査機関を除く）

No	本社所在地	団体名
1	福島	一般財団法人福島県建築安全機構

④台帳登録閲覧システム　利用団体一覧（その１）

【特定行政庁（限特以外）】

*印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能／下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	*函館市	41	栃木	*鹿沼市	81	神奈川	藤沢市
2	〃	*旭川市	42	〃	*小山市	82	〃	平塚市
3	〃	*室蘭市	43	〃	*那須塩原市	83	〃	鎌倉市
4	〃	*釧路市	44	〃	*日光市	84	〃	*小田原市
5	〃	*帯広市	45	〃	*大田原市	85	〃	*茅ヶ崎市
6	〃	*苫小牧市	46	群馬	群馬県	86	〃	*秦野市
7	青森	*青森県	47	〃	前橋市	87	〃	厚木市
8	〃	*青森市	48	〃	*高崎市	88	〃	*大和市
9	〃	*弘前市	49	〃	*桐生市	89	新潟	新潟県
10	〃	*八戸市	50	〃	*伊勢崎市	90	〃	*長岡市
11	岩手	*岩手県	51	〃	太田市	91	〃	*柏崎市
12	〃	*盛岡市	52	〃	館林市	92	〃	*新発田市
13	宮城	*宮城県	53	埼玉	*埼玉県	93	〃	*上越市
14	〃	仙台市	54	〃	*さいたま市	94	富山	*富山県
15	〃	*石巻市	55	〃	*川口市	95	石川	*石川県
16	〃	*塩竈市	56	〃	草加市	96	〃	*金沢市
17	〃	*大崎市	57	〃	*熊谷市	97	〃	*加賀市
18	秋田	*秋田市	58	千葉	*千葉県	98	〃	*野々市市
19	〃	*横手市	59	〃	*千葉市	99	福井	*福井県
20	山形	*山形県	60	〃	市川市	100	〃	福井市
21	〃	*山形市	61	〃	松戸市	101	山梨	*山梨県
22	福島	*福島県	62	〃	柏市	102	長野	長野県
23	〃	*福島市	63	〃	*市原市	103	岐阜	*岐阜県
24	〃	*郡山市	64	〃	佐倉市	104	〃	*岐阜市
25	〃	*いわき市	65	〃	*木更津市	105	〃	*大垣市
26	茨城	*茨城県	66	〃	*成田市	106	〃	*各務原市
27	〃	*水戸市	67	〃	習志野市	107	静岡	*静岡県
28	〃	*日立市	68	〃	*流山市	108	〃	*静岡市
29	〃	*土浦市	69	〃	*我孫子市	109	〃	*浜松市
30	〃	*古河市	70	〃	*浦安市	110	〃	*沼津市
31	〃	*高萩市	71	東京	千代田区	111	〃	*富士宮市
32	〃	*北茨城市	72	〃	*港区	112	〃	*富士市
33	〃	*取手市	73	〃	江東区	113	〃	*焼津市
34	〃	*つくば市	74	〃	*中野区	114	愛知	*豊橋市
35	〃	ひたちなか市	75	〃	足立区	115	〃	岡崎市
36	栃木	*栃木県	76	〃	*葛飾区	116	〃	*一宮市
37	〃	*宇都宮市	77	神奈川	神奈川県	117	〃	*春日井市
38	〃	*足利市	78	〃	*横浜市	118	〃	*豊田市
39	〃	*栃木市	79	〃	川崎市	119	三重	三重県
40	〃	*佐野市	80	〃	横須賀市	120	〃	*四日市市

【特定行政庁（限特以外）】つづき

*印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能／下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
121	三重	*津市	151	鳥取	*倉吉市	181	愛媛	*新居浜市
122	〃	松阪市	152	島根	*島根県	182	〃	*西条市
123	〃	*桑名市	153	〃	*松江市	183	高知	*高知県
124	〃	*鈴鹿市	154	〃	出雲市	184	〃	*高知市
125	滋賀	*滋賀県	155	岡山	*岡山県	185	福岡	*福岡県
126	〃	*大津市	156	〃	*倉敷市	186	〃	*北九州市
127	〃	*彦根市	157	〃	*津山市	187	〃	*福岡市
128	〃	*長浜市	158	〃	*玉野市	188	〃	*久留米市
129	〃	*近江八幡市	159	〃	*総社市	189	〃	*大牟田市
130	〃	*草津市	160	〃	笠岡市	190	佐賀	*佐賀県
131	〃	*守山市	161	広島	*広島県	191	〃	佐賀市
132	〃	*東近江市	162	〃	*広島市	192	長崎	*長崎県
133	京都	*京都府	163	〃	*福山市	193	〃	*長崎市
134	〃	宇治市	164	〃	*呉市	194	〃	*佐世保市
135	大阪	*大阪府	165	〃	*三原市	195	大分	*佐伯市
136	〃	大阪市	166	〃	尾道市	196	宮崎	*宮崎県
137	〃	*堺市	167	〃	東広島市	197	〃	*宮崎市
138	〃	*守口市	168	〃	*廿日市市	198	〃	*都城市
139	〃	*寝屋川市	169	山口	*山口県	199	〃	*延岡市
140	〃	*箕面市	170	〃	*下関市	200	〃	*日向市
141	〃	*羽曳野市	171	〃	*宇部市	201	鹿児島	*鹿児島県
142	〃	*門真市	172	〃	*山口市	202	沖縄	*沖縄県
143	奈良	奈良県	173	〃	*周南市	203	〃	*那覇市
144	〃	奈良市	174	〃	*萩市	204	〃	沖縄市
145	〃	*橿原市	175	〃	*防府市			
146	和歌山	*和歌山県	176	〃	*岩国市			
147	〃	*和歌山市	177	香川	*高松市			
148	鳥取	*鳥取県	178	愛媛	*愛媛県			
149	〃	*鳥取市	179	〃	*松山市			
150	〃	米子市	180	〃	*今治市			

⑤台帳登録閲覧システム　利用団体一覧（その２）

【限定特定行政庁】

*印：国によるデータ参照（個人情報を除く）が可能

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	*岩見沢市	26	埼玉	*日高市	51	愛知	*江南市
2	〃	*東神楽町	27	〃	*松伏町	52	〃	*小牧市
3	岩手	*宮古市	28	千葉	*野田市	53	〃	*東海市
4	〃	*花巻市	29	〃	*茂原市	54	〃	*大府市
5	〃	*北上市	30	〃	*鎌ケ谷市	55	三重	*名張市
6	〃	*一関市	31	〃	*君津市	56	〃	亀山市
7	〃	*釜石市	32	〃	*四街道市	57	鳥取	*境港市
8	〃	*奥州市	33	〃	印西市	58	島根	*浜田市
9	山形	*米沢市	34	〃	白井市	59	〃	*益田市
10	〃	*鶴岡市	35	石川	*能美市	60	〃	*大田市
11	〃	*酒田市	36	長野	*諏訪市	61	〃	*安来市
12	〃	*天童市	37	〃	*塩尻市	62	〃	*江津市
13	福島	*会津若松市	38	静岡	*三島市	63	〃	*雲南市
14	〃	*須賀川市	39	〃	*磐田市	64	広島	*三次市
15	群馬	*渋川市	40	〃	*島田市	65	山口	*長門市
16	〃	*富岡市	41	〃	*掛川市	66	〃	*山陽小野田市
17	〃	*安中市	42	〃	*藤枝市	67	愛媛	*宇和島市
18	〃	*沼田市	43	〃	*御殿場市	68	長崎	*島原市
19	〃	*みどり市	44	〃	*袋井市	69	〃	*松浦市
20	埼玉	*飯能市	45	〃	*裾野市	70	〃	*大村市
21	〃	*本庄市	46	〃	*湖西市	71	鹿児島	*鹿屋市
22	〃	*東松山市	47	愛知	*半田市	72	〃	*薩摩川内市
23	〃	*深谷市	48	〃	*豊川市	73	〃	*霧島市
24	〃	*入間市	49	〃	*安城市			
25	〃	*坂戸市	50	〃	*西尾市			

⑥道路情報登録閲覧システム　利用団体一覧　（令和６年度末にて提供終了予定）

No	所在地	団体名
1	秋田	秋田市

⑦建築行政地図情報システム　利用団体一覧　下線：新規利用団体

No	所在地	団体名	No	所在地	団体名	No	所在地	団体名
1	北海道	旭川市	8	千葉	我孫子市	15	三重	鈴鹿市
2	岩手	花巻市	9	〃	<u>白井市</u>	16	和歌山	<u>和歌山県</u>
3	栃木	栃木県	10	東京	千代田区	17	鳥取	米子市
4	群馬	太田市	11	〃	足立区	18	〃	倉吉市
5	千葉	千葉県	12	〃	葛飾区	19	島根	出雲市
6	〃	茂原市	13	静岡	富士宮市	20	広島	広島県
7	〃	成田市	14	三重	松阪市			

⑧通知・報告配信システム

【データ受け入れ特定行政庁】

※受信方法凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレス化による電子報告
郵送本位　：ペーパーレス化を行わない電子報告

※「送信元 指定確認検査機関」の略称は、【データ送信実施機関】の「略称」欄による

No	都道府県	団体名	送信元 指定確認検査機関（略称）	受信方法
1	北海道	旭川市	ERI	データ本位
2	〃	帯広市	ERI,BVJ	〃
3	青森県	青森県	青森住	郵送本位
4	〃	青森市	〃	〃
5	〃	弘前市	〃	〃
6	〃	八戸市	〃	〃
7	岩手県	岩手県	岩手住	〃
8	〃	盛岡市	〃	〃
9	〃	宮古市	〃	〃
10	〃	花巻市	〃	〃
11	〃	北上市	〃	〃
12	〃	一関市	〃	〃
13	〃	釜石市	〃	〃
14	〃	奥州市	〃	〃
15	宮城県	宮城県	東北建,宮城住,仙台 C	データ本位/郵送本位
16	〃	仙台市	〃	〃
17	〃	石巻市	〃	〃
18	〃	塩竈市	〃	〃
19	〃	大崎市	〃	〃
20	福島県	福島県	ふく住	郵送本位
21	〃	福島市	〃	〃
22	〃	郡山市	ERI,SHC,ふく住	データ本位/郵送本位
23	〃	いわき市	ふく住	郵送本位
24	〃	会津若松市	〃	〃
25	〃	須賀川市	〃	〃
26	群馬県	群馬県	群馬技	〃
27	〃	前橋市	ERI,BVJ,SHC,CIAS,TBTC,JAC,群馬技	データ本位/郵送本位
28	〃	高崎市	ERI,BVJ,SHC,CIAS,TBTC,JAC,UDI,群馬技	〃
29	〃	桐生市	群馬技	郵送本位
30	〃	太田市	ERI,BVJ,SHC,CIAS,TBTC,JAC,群馬技	データ本位/郵送本位
31	〃	館林市	群馬技	郵送本位
32	〃	渋川市	ERI,BVJ,SHC,CIAS,TBTC,JAC,群馬技	データ本位/郵送本位
33	〃	富岡市	群馬技	郵送本位
34	〃	安中市	〃	〃
35	〃	沼田市	ERI,群馬技	データ本位/郵送本位
36	〃	みどり市	群馬技	郵送本位
37	埼玉県	さいたま市	BVJ	データ本位
38	千葉県	千葉県	ERI,CBL,BVJ,SHC,JCIA,GEYES,AIC,TBTC,JAC,KBI,UDI,千葉住	〃
39	〃	千葉市	〃	〃
40	〃	市川市	〃	〃
41	〃	市原市	〃	〃
42	〃	佐倉市	ERI,CBL,BVJ,SHC,JCIA,GEYES,AIC,TBTC,KBI,UDI,千葉住	〃

No	都道府県	団体名	送信元 指定確認検査機関（略称）	受信方法
43	〃	木更津市	ERI,CBL,BVJ,SHC,JCIA,GEYES,AIC,TBTC,JAC,KBI,UDI,千葉住	データ本位
44	〃	成田市	〃	〃
45	〃	習志野市	〃	〃
46	〃	流山市	〃	〃
47	〃	野田市	〃	〃
48	〃	茂原市	〃	〃
49	〃	鎌ケ谷市	〃	〃
50	〃	四街道市	〃	〃
51	〃	印西市	〃	〃
52	〃	白井市	〃	〃
53	東京都	杉並区	ERI,SHC	〃
54	〃	練馬区	ERI,SHC,UDI	〃
55	神奈川県	神奈川県	ERI,BVJ,SHC,AIC,TBTC,KBI,UDI	〃
56	〃	横浜市	ERI,BVJ,SHC,TBTC,KBI,UDI	〃
57	〃	川崎市	〃	〃
58	〃	横須賀市	〃	〃
59	〃	小田原市	〃	〃
60	〃	茅ヶ崎市	〃	〃
61	〃	秦野市	〃	〃
62	〃	厚木市	ERI,BVJ,SHC,AIC,TBTC,KBI,UDI	〃
63	〃	大和市	ERI,BVJ,SHC,TBTC,KBI,UDI	〃
64	新潟県	新潟県	ERI,新潟機構	〃
65	富山県	富山県	富山住	郵送本位
66	〃	富山市	〃	〃
67	石川県	金沢市	ERI,SHC	データ本位
68	福井県	福井県	福井住	郵送本位
69	〃	福井市	ERI,BVJ,SHC,福井住	データ本位/郵送本位
70	山梨県	山梨県	ERI,BVJ,SHC,TBTC,JES,山梨技	データ本位
71	長野県	長野県	ERI,BVJ,SHC,CIAS,TBTC,JAC,長野住	〃
72	〃	塩尻市	〃	データ本位/郵送本位
73	静岡県	静岡県	ERI,BVJ,CIAS,TBTC,静岡住	〃
74	〃	静岡市	ERI,BVJ,SHC,静岡住	〃
75	〃	浜松市	〃	〃
76	〃	沼津市	静岡住	郵送本位
77	〃	富士宮市	〃	〃
78	〃	富士市	〃	〃
79	〃	焼津市	〃	〃
80	〃	三島市	〃	〃
81	〃	磐田市	〃	〃
82	〃	島田市	〃	〃
83	〃	掛川市	〃	〃
84	〃	藤枝市	〃	〃
85	〃	御殿場市	〃	〃
86	〃	袋井市	〃	〃
87	〃	裾野市	〃	〃
88	〃	湖西市	〃	〃
89	愛知県	名古屋市	愛建	〃
90	〃	豊田市	ERI,愛建	データ本位
91	〃	半田市	愛建	郵送本位
92	〃	安城市	〃	〃
93	〃	西尾市	〃	〃
94	〃	東海市	〃	〃
95	三重県	三重県	ERI,BVJ	データ本位

No	都道府県	団体名	送信元 指定確認検査機関（略称）	受信方法
96	〃	四日市市	ERI,BVJ,SHC	データ本位
97	〃	津市	ERI,BVJ	〃
98	滋賀県	滋賀県	KKK,滋賀住	郵送本位
99	〃	大津市	〃	〃
100	〃	彦根市	〃	〃
101	〃	長浜市	〃	〃
102	〃	近江八幡市	〃	〃
103	〃	草津市	〃	〃
104	〃	守山市	〃	〃
105	〃	東近江市	〃	〃
106	京都府	京都府	CIAS,KKK,PL21,総合確,都市研	〃
107	〃	京都市	GBRC,ERI,CBL,BVJ,SHC,PL21,REJ,都市研	データ本位
108	〃	宇治市	KKK,PL21,都市研	郵送本位
109	大阪府	大阪府	GBRC,ERI,BVJ,SHC,CIAS,TBTC,近確,阪確,KKK,技研,PL21,REJ,総合確,大阪防災	データ本位/郵送本位
110	〃	大阪市	CIAS,KKK,PL21,総合確	郵送本位
111	〃	堺市	GBRC,BVJ,CIAS,TBTC,阪確,KKK,技研,PL21,REJ,総合確,大阪防災	データ本位
112	〃	豊中市	ERI,SHC,KKK,REJ,大阪防災	〃
113	〃	枚方市	GBRC,ERI,BVJ,SHC,CIAS,TBTC,近確,阪確,KKK,技研,PL21,ONEX,REJ,総合確,なら住,大阪防災	データ本位/郵送本位
114	〃	池田市	GBRC,ERI,BVJ,近確,KKK,大阪防災	データ本位
115	〃	守口市	GBRC,ERI,BVJ,SHC,TBTC,阪確,KKK,技研,PL21,ONEX,REJ,総合確,大阪防災	〃
116	〃	寝屋川市	ERI,BVJ,SHC,近確,阪確,KKK,技研,PL21,ONEX,REJ,大阪防災	〃
117	〃	箕面市	GBRC,BVJ,CIAS,阪確,KKK,PL21,REJ,大阪防災	データ本位/郵送本位
118	〃	羽曳野市	GBRC,CIAS,KKK,技研,PL21,REJ,総合確,大阪防災	〃
119	〃	門真市	ERI,BVJ,阪確,KKK,技研,REJ,大阪防災	データ本位
120	兵庫県	兵庫県	兵確	郵送本位
121	〃	神戸市	GBRC,ERI,BVJ,SHC,CIAS,TBTC,KKK,PL21	データ本位/郵送本位
122	奈良県	奈良県	KKK,PL21,なら住	郵送本位
123	〃	奈良市	〃	〃
124	〃	橿原市	PL21,なら住	〃
125	和歌山県	和歌山市	KKK,総合確	〃
126	島根県	島根県	島根住	〃
127	〃	松江市	〃	〃
128	〃	出雲市	〃	〃
129	〃	安来市	〃	〃
130	〃	雲南市	〃	〃
131	岡山県	岡山県	ERI,岡山住	データ本位
132	〃	岡山市	〃	〃
133	〃	倉敷市	岡山住	郵送本位
134	〃	津山市	〃	〃
135	〃	玉野市	〃	データ本位
136	〃	総社市	〃	〃
137	〃	笠岡市	〃	〃
138	広島県	広島県	ERI,広住	データ本位/郵送本位

No	都道府県	団体名	送信元 指定確認検査機関（略称）	受信方法
139	〃	広島市	広住	郵送本位
140	〃	福山市	〃	〃
141	〃	呉市	〃	〃
142	〃	三原市	〃	〃
143	〃	尾道市	〃	〃
144	〃	東広島市	〃	〃
145	〃	廿日市市	〃	〃
146	〃	三次市	〃	〃
147	山口県	山口県	ERI,BVJ,SHC,CIAS	データ本位/郵送本位
148	〃	下関市	ERI	データ本位
149	香川県	高松市	ERI,SHC	〃
150	愛媛県	愛媛県	愛媛住	郵送本位
151	〃	松山市	〃	〃
152	〃	今治市	〃	〃
153	〃	新居浜市	〃	〃
154	〃	西条市	〃	〃
155	〃	宇和島市	〃	〃
156	高知県	高知県	ERI,高知公社	データ本位/郵送本位
157	〃	高知市	〃	〃
158	福岡県	福岡県	KJHC,福岡住	郵送本位
159	〃	北九州市	ERI,KJHC,福岡住	データ本位/郵送本位
160	〃	福岡市	KJHC,福岡住	郵送本位
161	〃	久留米市	ERI,BVJ,SHC,KJHC,福岡住	データ本位
162	〃	大牟田市	ERI,SHC,KJHC,福岡住	〃
163	長崎県	長崎県	ERI,BVJ,SHC,CIAS,TBTC,KJHC,長崎住	データ本位/郵送本位
164	〃	長崎市	〃	〃
165	〃	佐世保市	ERI,BVJ,SHC,CIAS,TBTC,KJHC	〃
166	〃	島原市	ERI,CIAS,KJHC	〃
167	〃	松浦市	ERI	データ本位
168	〃	大村市	ERI,CIAS,KJHC	データ本位/郵送本位
169	熊本県	熊本県	〃	〃
170	〃	熊本市	〃	〃
171	〃	八代市	〃	〃
172	〃	天草市	〃	〃
173	大分県	佐伯市	KJHC,大分住	郵送本位
174	宮崎県	宮崎県	SHC	データ本位
175	〃	宮崎市	〃	〃
176	〃	延岡市	〃	〃
177	〃	日向市	〃	〃
178	鹿児島県	鹿児島県	ERI,SHC	〃
179	〃	鹿屋市	〃	〃
180	〃	薩摩川内市	〃	〃
181	沖縄県	沖縄県	ERI,BVJ,SHC,TBTC	〃
182	〃	那覇市	〃	〃
183	〃	沖縄市	ERI,SHC,TBTC	〃

【データ送信実施機関】

※送信方法欄凡例 データ本位：一部又は全部ペーパーレス化による電子報告
郵送本位　：ペーパーレス化を行わない電子報告

No	区分	機関名	略称	送信先 特定行政庁	送信方法
1	大臣	一般財団法人日本建築総合試験所	GBRC	京都市,大阪府,堺市,枚方市,池田市,守口市,箕面市,羽曳野市,神戸市	データ本位
2	〃	日本ＥＲＩ株式会社	ERI	旭川市,帯広市,郡山市,前橋市,高崎市,太田市,渋川市,沼田市,千葉県,千葉市,市川市,市原市,佐倉市,木更津市,成田市,習志野市,流山市,野田市,茂原市,鎌ケ谷市,四街道市,印西市,白井市,杉並区,練馬区,神奈川県,横浜市,川崎市,横須賀市,小田原市,茅ヶ崎市,秦野市,厚木市,大和市,新潟県,金沢市,福井市,山梨県,長野県,塩尻市,静岡県,静岡市,浜松市,豊田市,三重県,四日市市,津市,京都市,大阪府,豊中市,枚方市,池田市,守口市,寝屋川市,門真市,神戸市,岡山県,岡山市,広島県,山口県,下関市,高松市,高知県,高知市,北九州市,久留米市,大牟田市,長崎県,長崎市,佐世保市,島原市,松浦市,大村市,熊本県,熊本市,八代市,天草市,鹿児島県,鹿屋市,薩摩川内市,沖縄県,那覇市,沖縄市	〃
3	〃	一般財団法人ベターリビング	CBL	千葉県,千葉市,市川市,市原市,佐倉市,木更津市,成田市,習志野市,流山市,野田市,茂原市,鎌ケ谷市,四街道市,印西市,白井市,京都市	〃
4	〃	ビューローベリタスジャパン株式会社	BVJ	帯広市,前橋市,高崎市,太田市,渋川市,さいたま市,千葉県,千葉市,市川市,市原市,佐倉市,木更津市,成田市,習志野市,流山市,野田市,茂原市,鎌ケ谷市,四街道市,印西市,白井市,神奈川県,横浜市,川崎市,横須賀市,小田原市,茅ヶ崎市,秦野市,厚木市,大和市,福井市,山梨県,長野県,塩尻市,静岡県,静岡市,浜松市,三重県,四日市市,津市,京都市,大阪府,堺市,枚方市,池田市,守口市,寝屋川市,箕面市,門真市,神戸市,山口県,久留米市,長崎県,長崎市,佐世保市,沖縄県,那覇市	〃
5	〃	株式会社住宅性能評価センター	SHC	郡山市,前橋市,高崎市,太田市,渋川市,千葉県,千葉市,市川市,市原市,佐倉市,木更津市,成田市,習志野市,流山市,野田市,茂原市,鎌ケ谷市,四街道市,印西市,白井市,杉並区,練馬区,神奈川県,横浜市,川崎市,横須賀市,小田原市,茅ヶ崎市,秦野市,厚木市,大和市,金沢市,福井市,山梨県,長野県,塩尻市,静岡市,浜松市,四日市市,京都市,大阪府,豊中市,枚方市,守口市,寝屋川市,神戸市,山口県,高松市,久留米市,大牟田市,長崎県,長崎市,佐世保市,宮崎県,宮崎市,延岡市,日向市,鹿児島県,鹿屋市,薩摩川内市,沖縄県,那覇市,沖縄市	〃
6	〃	株式会社国際確認検査センター	CIAS	前橋市,高崎市,太田市,渋川市,長野県,塩尻市,静岡県,京都府,大阪府,大阪市,堺市,枚方市,箕面市,羽曳野市,神戸市,山口県,長崎県,長崎市,佐世保市,島原市,大村市	データ本位/郵送本位
7	〃	日本建築検査協会株式会社	JCIA	千葉県,千葉市,市川市,市原市,佐倉市,木更津市,成田市,習志野市,流山市,野田市,茂原市,鎌ケ谷市,四街道市,印西市,白井市	データ本位
8	〃	株式会社グッド・アイズ建築検査機構	GEYES	〃	〃
9	〃	ＡＩ確認検査センター株式会社	AIC	千葉県,千葉市,市川市,市原市,佐倉市,木更津市,成田市,習志野市,流山市,野田市,茂原市,鎌ケ谷市,四街道市,印西市,白井市,神奈川県,厚木市	〃
10	〃	株式会社東京建築検査機構	TBTC	前橋市,高崎市,太田市,渋川市,千葉県,千葉市,市川市,市原市,佐倉市,木更津市,成田市,習志野市,	〃

No	区分	機関名	略称	送信先 特定行政庁	送信方法
				流山市,野田市,茂原市,鎌ケ谷市,四街道市,印西市,白井市,神奈川県,横浜市,川崎市,横須賀市,小田原市,茅ヶ崎市,秦野市,厚木市,大和市,山梨県,長野県,塩尻市,静岡県,大阪府,堺市,枚方市,守口市,神戸市,長崎県,長崎市,佐世保市,沖縄県,那覇市,沖縄市	
11	〃	日本確認センター株式会社	JAC	前橋市,高崎市,太田市,渋川市,千葉県,千葉市,市川市,市原市,木更津市,成田市,習志野市,流山市,野田市,茂原市,鎌ケ谷市,四街道市,印西市,白井市,長野県,塩尻市	データ本位/郵送本位
12	〃	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	静岡住	静岡県,静岡市,浜松市,沼津市,富士宮市,富士市,焼津市,三島市,磐田市,島田市,掛川市,藤枝市,御殿場市,袋井市,裾野市,湖西市	郵送本位
13	地整	株式会社東北建築センター	東北建	宮城県,仙台市,石巻市,塩竈市,大崎市	〃
14	〃	株式会社神奈川建築確認検査機関	KBI	千葉県,千葉市,市川市,市原市,佐倉市,木更津市,成田市,習志野市,流山市,野田市,茂原市,鎌ケ谷市,四街道市,印西市,白井市,神奈川県,横浜市,川崎市,横須賀市,小田原市,茅ヶ崎市,秦野市,厚木市,大和市	データ本位
15	〃	ユーディーアイ確認検査株式会社	UDI	高崎市,千葉県,千葉市,市川市,市原市,佐倉市,木更津市,成田市,習志野市,流山市,野田市,茂原市,鎌ケ谷市,四街道市,印西市,白井市,練馬区,神奈川県,横浜市,川崎市,横須賀市,小田原市,茅ヶ崎市,秦野市,厚木市,大和市	〃
16	〃	一般社団法人日本住宅性能評価機構	JES	山梨県	〃
17	〃	株式会社近確機構	近確	大阪府,枚方市,池田市,寝屋川市	〃
18	〃	株式会社阪確サポート	阪確	大阪府,堺市,枚方市,守口市,寝屋川市,箕面市,門真市	〃
19	〃	建築検査機構株式会社	KKK	滋賀県,大津市,彦根市,長浜市,近江八幡市,草津市,守山市,東近江市,京都府,宇治市,大阪府,大阪市,堺市,豊中市,枚方市,池田市,守口市,寝屋川市,箕面市,羽曳野市,門真市,神戸市,奈良県,奈良市,和歌山市	データ本位/郵送本位
20	〃	株式会社技研	技研	大阪府,堺市,枚方市,守口市,寝屋川市,羽曳野市,門真市	データ本位
21	〃	株式会社確認検査機構プラン２１	PL21	京都府,京都市,宇治市,大阪府,大阪市,堺市,枚方市,守口市,寝屋川市,箕面市,羽曳野市,神戸市,奈良県,奈良市,橿原市	データ本位/郵送本位
22	〃	株式会社オーネックス	ONEX	枚方市,守口市,寝屋川市	データ本位
23	〃	アール・イー・ジャパン株式会社	REJ	京都市,大阪府,堺市,豊中市,枚方市,守口市,寝屋川市,箕面市,羽曳野市,門真市	〃
24	〃	株式会社総合確認検査機構	総合確	京都府,大阪府,大阪市,堺市,枚方市,守口市,羽曳野市,和歌山市	データ本位/郵送本位
25	〃	一般財団法人なら建築住宅センター	なら住	枚方市,奈良県,奈良市,橿原市	郵送本位
26	〃	九州住宅保証株式会社	KJHC	福岡県,北九州市,福岡市,久留米市,大牟田市,長崎県,長崎市,佐世保市,島原市,大村市,佐伯市	データ本位/郵送本位
27	知事	株式会社建築住宅センター	青森住	青森県,青森市,弘前市,八戸市	郵送本位
28	〃	一般財団法人岩手県建築住宅センター	岩手住	岩手県,盛岡市,宮古市,花巻市,北上市,一関市,釜石市,奥州市	〃
29	〃	一般財団法人宮城県建築住宅センター	宮城住	宮城県,仙台市,石巻市,塩竈市,大崎市	データ本位
30	〃	株式会社仙台都市整備センター	仙台 C	〃	郵送本位
31	〃	一般財団法人ふくしま建築住宅センター	ふく住	福島県,福島市,郡山市,いわき市,会津若松市,須賀川市	〃
32	〃	公益財団法人群馬県建設技術センター	群馬技	群馬県,前橋市,高崎市,桐生市,太田市,館林市,渋川市,富岡市,安中市,沼田市,みどり市	〃
33	〃	株式会社千葉県建築住宅センター	千葉住	千葉県,千葉市,市川市,市原市,佐倉市,木更津市,成田市,習志野市,流山市,野田市,茂原市,鎌ケ谷	データ本位/郵送本位

No	区分	機関名	略称	送信先 特定行政庁	送信方法
				市,四街道市,印西市,白井市	
34	〃	株式会社新潟建築確認検査機構	新潟機構	新潟県	データ本位
35	〃	一般財団法人富山県建築住宅センター	富山住	富山県,富山市	郵送本位
36	〃	一般財団法人福井県建築住宅センター	福井住	福井県,福井市	〃
37	〃	公益社団法人山梨県建設技術センター	山梨技	山梨県	データ本位
38	〃	一般財団法人長野県建築住宅センター	長野住	長野県,塩尻市	郵送本位
39	〃	株式会社愛知建築センター	愛建	名古屋市,豊田市,半田市,安城市,西尾市,東海市	データ本位/郵送本位
40	〃	一般財団法人滋賀県建築住宅センター	滋賀住	滋賀県,大津市,彦根市,長浜市,近江八幡市,草津市,守山市,東近江市	郵送本位
41	〃	特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	都市研	京都府,京都市,宇治市	データ本位/郵送本位
42	〃	一般財団法人大阪建築防災センター	大阪防災	大阪府,堺市,豊中市,枚方市,池田市,守口市,寝屋川市,箕面市,羽曳野市,門真市	データ本位
43	〃	株式会社兵庫確認検査機構	兵確	兵庫県	郵送本位
44	〃	一般財団法人島根県建築住宅センター	島根住	島根県,松江市,出雲市,安来市,雲南市	〃
45	〃	岡山県建築住宅センター株式会社	岡山住	岡山県,岡山市,倉敷市,津山市,玉野市,総社市,笠岡市	データ本位/郵送本位
46	〃	株式会社広島建築住宅センター	広住	広島県,広島市,福山市,呉市,三原市,尾道市,東広島市,廿日市市,三次市	郵送本位
47	〃	株式会社愛媛建築住宅センター	愛媛住	愛媛県,松山市,今治市,新居浜市,西条市,宇和島市	〃
48	〃	公益社団法人高知県建設技術公社	高知公社	高知県,高知市	〃
49	〃	一般財団法人福岡県建築住宅センター	福岡住	福岡県,北九州市,福岡市,久留米市,大牟田市	データ本位/郵送本位
50	〃	一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター	長崎住	長崎県,長崎市	郵送本位
51	〃	一般財団法人大分県建築住宅センター	大分住	佐伯市	〃

（２）登録状況等

①台帳登録閲覧システムの登録件数

台帳登録閲覧システム利用の 276 庁のうち、庁内サーバ型を除く 272 庁における確認検査の登録件数（累計）です。申請単位による計上につき、建築物の数を示す数値ではありません。なお、建築物の確認申請の数値が突出しているのは、過去の紙台帳の一括投入等が実施されたケースがあることによります。

令和 6 年 3 月 31 日現在　単位：件

	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	計
建築物	24,210,782	1,044,882	2,724,032	11,010,058	38,989,754
昇降機	526,457	2,096	220	460,332	989,105
建築設備	2,805	103	52	1,394	4,354
１項工作物	560,591	13,121	107	344,951	918,770
２項工作物	1,402	84	0	606	2,092
合計	25,302,037	1,060,286	2,724,411	11,817,341	40,904,075

②通知・報告配信システムを利用した指定確認検査機関からの送信件数

１年間に送信された件数です。確認審査報告、検査報告、引受通知、変更届等の区別なく計上しているため、送信された建築物数を示すわけではありません。

令和５年度実績　単位：件

指定確認検査機関数	送信件数
51	429,087

③法令・大臣認定データベースの照会件数

１年間に実行された法令及び大臣認定各データベースの照会件数です。

令和５年度実績　単位：件

	特定行政庁	指定確認検査機関
法令データベース	54,143	19,586
大臣認定データベース	14,693	29,623

資料３

改修状況

Ａ　システム基盤

（１）データベース管理のミドルウェア更新

台帳登録閲覧システムにおけるミドルウェアの保守サポートが、メーカーの都合により令和６年９月で終了するため、新たなミドルウェアを導入し、令和６年１月から新たなミドルウェアでの本番運用を開始。

第１段階（令和４年度）　新ミドルウェアのデータベース構成に対応するための台帳登録閲覧システムの改修　→　対応済
第２段階（令和５年度）　新環境の構築及び新環境へのデータ移行　→　令和６年１月対応完了

（２）セキュリティ設定の変更

共用データベースシステムのLGWAN回線及びICBA設置回線のＦＷ（ファイヤーウォール）の設定値を、令和６年７月２日（月）より「TLS 1.0以上」から「TLS 1.2以上」に引き上げました。

【理由】
共用データベースシステムのLGWAN回線、あるいはICBA設置回線は閉域網の回線であったため、外部から攻撃されるリスクは低いと判断し、ＴＬＳ（データを暗号化して送受信する通信手段）を「1.0以上」としていましたが、「TLS 1.0」及び「TLS 1.1」に関しては、既に脆弱性の指摘がなされているため、今般、通信の安全性の確保の観点から引き上げました。なお、十分な周知・対応期間（共用データベースシステムの全利用機関向けに令和５年６月８日に実施通知を送信済）を確保して実施しました。

Ｂ　台帳登録閲覧システム

（１）利用機関からの要望対応

① 配信システム経由の報告書等の選択設定機能の追加（令和5年10月6日）

・従来、報告書（配信）の宛先の表示は組織名を表示するだけであったが、「報告書（配信）の宛先の表示方法」の設定項目を設けて、宛先を任意に設定できるようにして、「組織名の表示」、あるいは「任意の設定した宛先の表示」のどちらかを選択できるように対応しました。

② 確認申請建築物の建築物の数の「空許容」対応（令和 6 年 3 月 29 日）

・延べ面積 10 ㎡以下のコンテナボックス設置工事など、建築物の数を空欄とすべき事例があるため、報告受付（配信）で受信する確認申請建築物の「第三面/建築物の数/申請に係る建築物の数」の必須を解除しました。

③ 添付ファイルの許可サイズの拡張対応（令和 6 年 4 月 26 日）

・台帳登録閲覧システムに登録する添付ファイルの最大容量を１申請当たり 10ＭＢから 15ＭＢに拡張しました。

（２）法改正対応

① 令和 6 年 4 月 1 日施行の改正様式対応（令和 6 年 3 月 29 日）

・確認申請書の第四面の主要構造物の「耐火構造」を削除し、「耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）」「耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）」を追加し、「施行令第 108 条の３項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」を「施行令第 108 条の４項第１号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」に変更しました。

・確認申請書の第四面の「建築基準法第 21 条及び第 27 条の規定の運用」欄に「建築基準法施行令第 109 条の７第１項第１号に掲げる基準に適合する構造」を追加しました。

② 令和 6 年 3 月 8 日公布 4 月 1 日施行の改正対応（令和 6 年 5 月 31 日）

・令和６年４月１日施行の建築基準法施行規則改正に伴い、「建築主事」を「建築主事等」に、「確認検査員氏名」を「確認検査員又は副確認検査員の職氏名」に変更する等の様式改正に対応しました。

・通知報告インターフェース規定書の「/確認検査員氏名リスト」を廃止し、「/確認検査員又は副確認検査員リスト」を追加しました。なお、通知・報告配信システムでは、従前の「/確認検査員氏名リスト」もシステム上許容しています。

（３）今後の改修予定

① 建築基準法改正の対応（令和 6 年度末目途）

・法第６条第１項の区分見直しへの対応（３号を２号に統合し、４号を３号に変更、とする法改正内容を踏まえ、対応を検討した上で、システム改修を実施する予定です。。

② 地方分権一括法改正の対応（令和 6 年 12 月頃）

・計画通知の民間開放にともない、民間向け計画通知書等の改正様式に適宜対応する予定です。

Ｃ　建築士・事務所登録閲覧システム（登録機関向け）

（１）建築士事務所登録受付システムとの連携対応

＜建築士関係＞

◎ 構造・設備定期講習判定欄の分割化（令和５年６月 27 日）

・従来、構造・設備定期講習未受講者の抽出処理において、２つある定期講習の判定に関しては、１つの判定欄（１カラム）を使って作成・表示していましたが、それを構造定期講習判定欄（１カラム）と設備定期講習判定欄（１カラム）の２つに分割して、作成・表示するよう改修しました。

＜建築士事務所関係＞

◎ 建築士事務所登録受付システムとの連携対応（令和６年１月９日）

・建築士事務所の更新申請、変更届に関して、建築士事務所登録受付システムで作成された更新申請データ（変更届データ）を、外部媒体（ＵＳＢ等）経由で取り込み、システム整合性のチェックを行い、整合性がとれたものについて、仮登録データとしてシステム内に登録する機能を追加しました。

・建築士事務所登録受付システムに連携するため、システムに登録されている建築士事務所情報を、暗号化したＣＳＶ情報として抽出する機能を追加しました。

（２）今後の改修予定

＜建築士・建築士事務所共通＞

◎ 建築士・建築士事務所 WEB 閲覧対応（令和７年４月１日予定）

・令和７年４月１日より、建築士名簿・建築士事務所登録簿に関して、インターネット閲覧できるようにシステム対応する予定です。

・プライバシーへの配慮のため、性別、生年月日については、登録事項から削除する予定です。

資料４

電子申請受付システムの構築状況と利用料について

電子申請受付システム構築状況　～建築基準法関係～

基準法０．本取組の背景 ..... ｽﾗｲﾄﾞ 2

基準法１．新システム（電子申請受付システム）の目指すこと ..... ｽﾗｲﾄﾞ 4

基準法２．新システムと既存共用データベースの関係 ..... ｽﾗｲﾄﾞ 5

基準法３．新システムを利用した際の業務イメージ ..... ｽﾗｲﾄﾞ 6

基準法４．新システム機能概要 ..... ｽﾗｲﾄﾞ 7

基準法５．新システム利用方法 ..... ｽﾗｲﾄﾞ 11

電子申請受付システム構築状況　～建築士法関係～

士法０．本取組の背景 ..... ｽﾗｲﾄﾞ 14

士法１．建築士・建築士事務所　ＷＥＢ閲覧システムの概要 ..... ｽﾗｲﾄﾞ 15

士法２．建築士事務所登録受付システム（電子申請受付システム）の概要 .. ｽﾗｲﾄﾞ 16

電子申請受付システム利用料

利用団体別　電子申請受付システム利用料 ..... ｽﾗｲﾄﾞ 18

別紙　事務所登録機能に係る共用データベース利用料改訂 ..... ｽﾗｲﾄﾞ 19

電子申請受付システム構築状況
～建築基準法関係～

一般財団法人 建築行政情報センター
Information Center for Building Administration

令和6年7月版

1

基準法0．本取組の背景
建築・都市・不動産分野のDXの推進により目指す将来像（1/2）

日本の社会課題

- **少子高齢化に伴う生産人口の減少**
- **地球温暖化災害の激甚化/頻発化**
- **東京一極集中に伴う地方都市の活力低下**

建築・都市分野のDX

- 建築生産(設計・施工・維持管理）や都市開発(計画・整備・維持管理) に関する**業務の生産性向上**
- 屋内空間(建築物)や屋外空間(都市)の**質(快適性・安全性・利便性)の向上**

建築分野	都市分野	不動産分野
建築確認のオンライン化	**PLATEAU**	**不動産ID**
中間・完了検査の遠隔実施	データ整備の効率化・高度化	民間・行政データへの紐付け
定期報告のデジタル化	ユースケース開発	活用に向けた環境整備
建築BIMの社会実装	地域における社会実装	ユースケース調査・横展開

目指す将来像

- 建築・都市分野の情報と他分野（交通・物流・観光・福祉等）の**情報が蓄積・連携・活用できる社会の構築**

生産性の向上 ／ 女性活躍 ／ 建築物・都市の維持管理の効率化 ／ 地方創生 ／ グリーン化 ／ 防災政策の高度化 ／ 新サービスの創出

出典：国土交通省資料（「建築BIMの意義と取組状況について」令和５年12月）

2

基準法0．本取組の背景
建築・都市・不動産分野のDXの推進により目指す将来像（2/2）

目標　○建築確認における**オンライン利用率目標を50%**（令和７年度末）に設定（規制改革実施計画 基本計画）

①各機関の電子申請対応状況(R5.4時点)

指定確認検査機関	130機関	⇒	電子申請対応　54機関（41.5%）
特定行政庁	448機関	⇒	電子申請対応　１機関（0.2%）

特定行政庁における取組が限定的

②建築確認申請の電子化率の推移(R5.1Q時点)

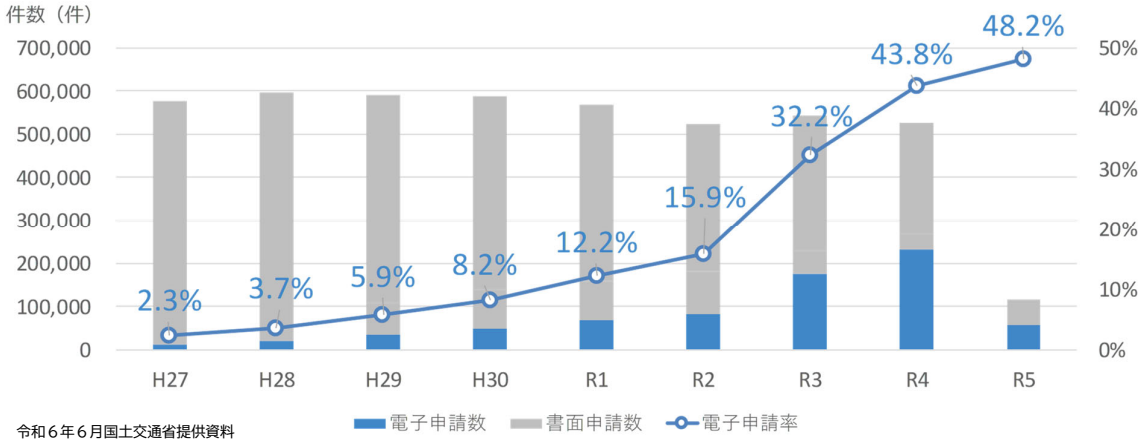

令和６年６月国土交通省提供資料

3

基準法1．新システム（電子申請受付システム）の目指すこと

ユーザー	目指すこと
申請者・一般市民	➢ 全特定行政庁・全指定確認検査機関の建築確認申請窓口オンライン化 ➢ 建築士及び建築士事務所のWEB閲覧 ※Ｒ８年度以降検討：建築計画概要書のWEB閲覧
特定行政庁 指定機関等 （指定確認検査機関 指定構造適判機関 登録省エネ適判機関 定期報告地域法人）	➢ 個別にサーバを用意せずに、利用料のみで確認申請のオンライン受付体制構築 ➢ オンライン受付した物件について、消防同意依頼・回答のオンライン化 ➢ 既に独自の台帳管理システムをお持ちの場合、それを引き続き活用しつつ、オンライン化で不足する機能のみを新システムにドッキングして拡充（独自システム側の改修が必要） ※Ｒ７年度追加検討：PDFファイル汎用受付機能（中間・完了検査、構造・省エネ適判等にも活用可能） ※Ｒ８年度以降検討：中間検査・完了検査・構造適判・省エネ適判・定期報告（法定様式入力画面）・確認審査報告書等のオンライン提出及び受付
消防	➢ 消防通知受付・同意事務のオンライン化
市町村	※Ｒ８年度以降検討：市町村に対する現地調査等の依頼・回答のオンライン化
建築士事務所	➢ 全都道府県・全指定事務所登録機関の登録申請窓口オンライン化
都道府県(建築士法行政) 建築士会 建築士事務所協会	➢ 建築士及び建築士事務所のWEB閲覧（現行の確認審査機関向け照会機能は引き続き提供） ➢ 個別にサーバを用意せずに、利用料のみでオンライン受付体制構築（事務所登録のみ）

令和6年7月版

4

基準法2．新システムと既存共用データベースの関係

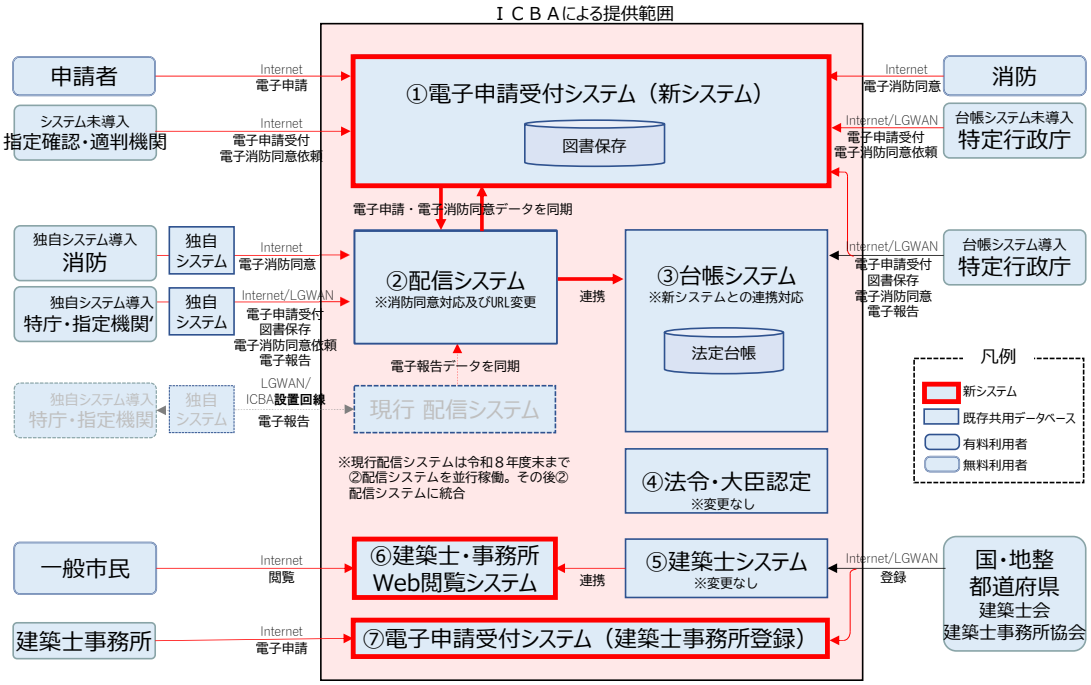

令和6年7月版

5

基準法3．新システムを利用した際の業務イメージ

■ 電子申請システムを利用することで、申請情報や図面の電子データによる受領や、受領した情報のストレージ保存、指摘事項や審査結果のシステム上での送付が可能になります。

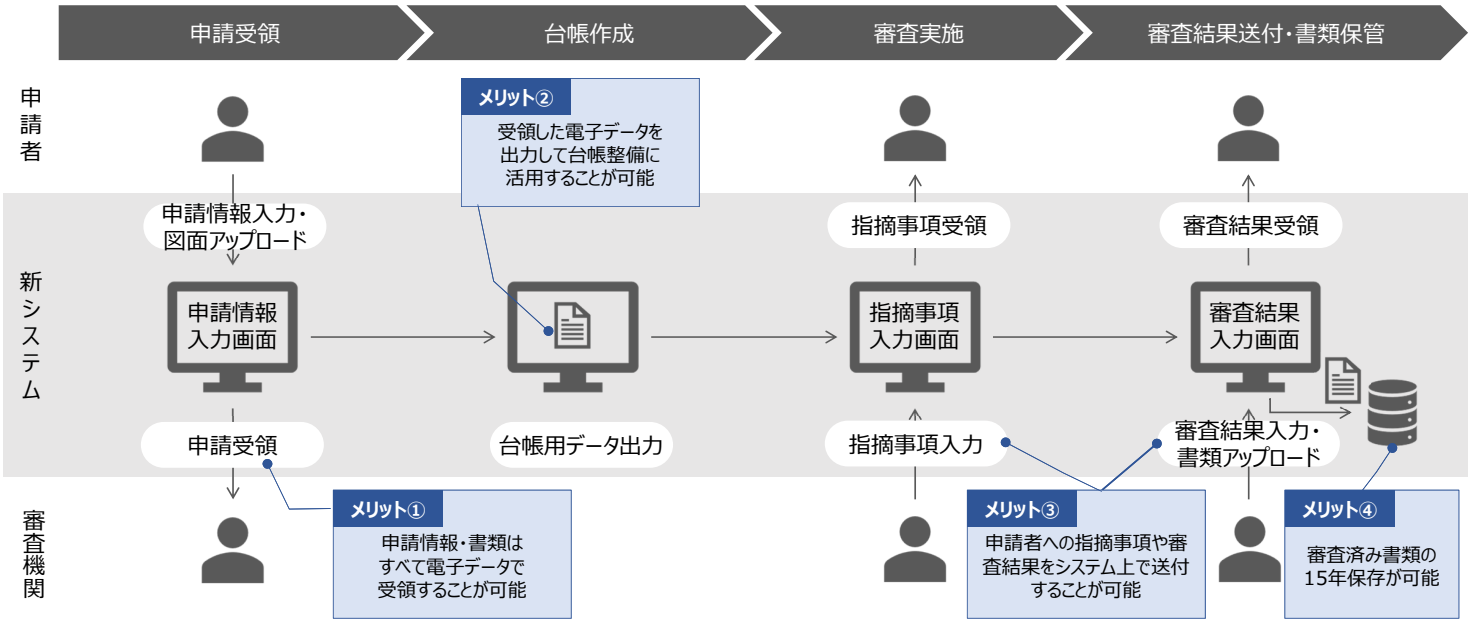

6

基準法4．新システム機能概要
4-1．システム画面イメージ（1/3）

■ 電子申請受付案件一覧画面

電子申請受付システム

案件一覧

日時 yyyy年mm月dd日 hh時mm分
ログインメールアドレス：xxxx@xxx.co.jp
ログアウト

メインメニュー
- TOP
- 申請手動登録
- 作業メニュー
- 書類差分チェック
- お知らせ一覧
- システムマニュアル
- アカウント・システム設定
- 支店ID管理
- 個人ID管理
- 権限管理
- 帳票テンプレート管理

申請検索

申請ID
地名地番
申請種別 確認
手続種別 同意依頼
送信元 ○○設計事務所
案件名
引受日
審査開始日
ステータス 審査中
検索

検索結果一覧

申請ID	案件名	地名地番	申請対象	申請種別	引受日 審査開始日	ステータス	操作
J-N17-11	AAマンション	○○県○○市○○ ○丁目○-○	建築物	確認申請	2024/1/25 2024/2/1	審査中	開始
J-N17-12	AAマンション	○○県○○市○○ ○丁目○-○	建築物	確認申請	2024/1/10 2024/1/15	審査中	開始
J-N17-13	○○タワー	△△県△△市△△ △丁目△-△	昇降機	確認申請	2024/1/2 2023/12/15	審査中	開始
…	…	…	…	…	…	…	…

案件名やステータスを選択し、案件を検索可能

各申請の「開始」ボタンを押下することで個別画面に遷移

基準法4．新システム機能概要
4-1．システム画面イメージ（2/3）

■ 各案件　案件詳細画面

電子申請受付システム

案件詳細

日時 yyyy年mm月dd日 hh時mm分
ログインメールアドレス：xxxx@xxx.co.jp
ログアウト

メインメニュー
- TOP
- 申請手動登録
- 作業メニュー
- 書類差分チェック
- お知らせ一覧
- システムマニュアル
- アカウント・システム設定
- 支店ID管理
- 個人ID管理
- 権限管理
- 帳票テンプレート管理

選択中の申請

案件名： AAマンション　地名地番： ○○県○○市○○○丁目○-○
申請対象： 建築物　申請種別： 確認申請

管理メニュー

▶ 申請情報閲覧 ▶ 引受判断 担当者割振り 審査/検査結果承認

作業メニュー

▶ 審査/検査結果登録
▶ 申請者対応 消防対応

審査経過

経過手動追加： 備考： 追加

経過	担当者	年月日	備考	操作
引受承認	田中	2024/1/30	引受承認します。	編集 削除
申請を受領	–	2024/1/24	–	編集 削除
…	…	…	…	…

メモ

1月中に引受承認必須

提出された書類・図面の一覧表示が可能

申請者への補正依頼と消防同意依頼が可能

審査経過が一覧表示され、編集ボタンで詳細情報を参照可能

基準法4．新システム機能概要
4-1．システム画面イメージ（3/3）

■ 消防対応画面

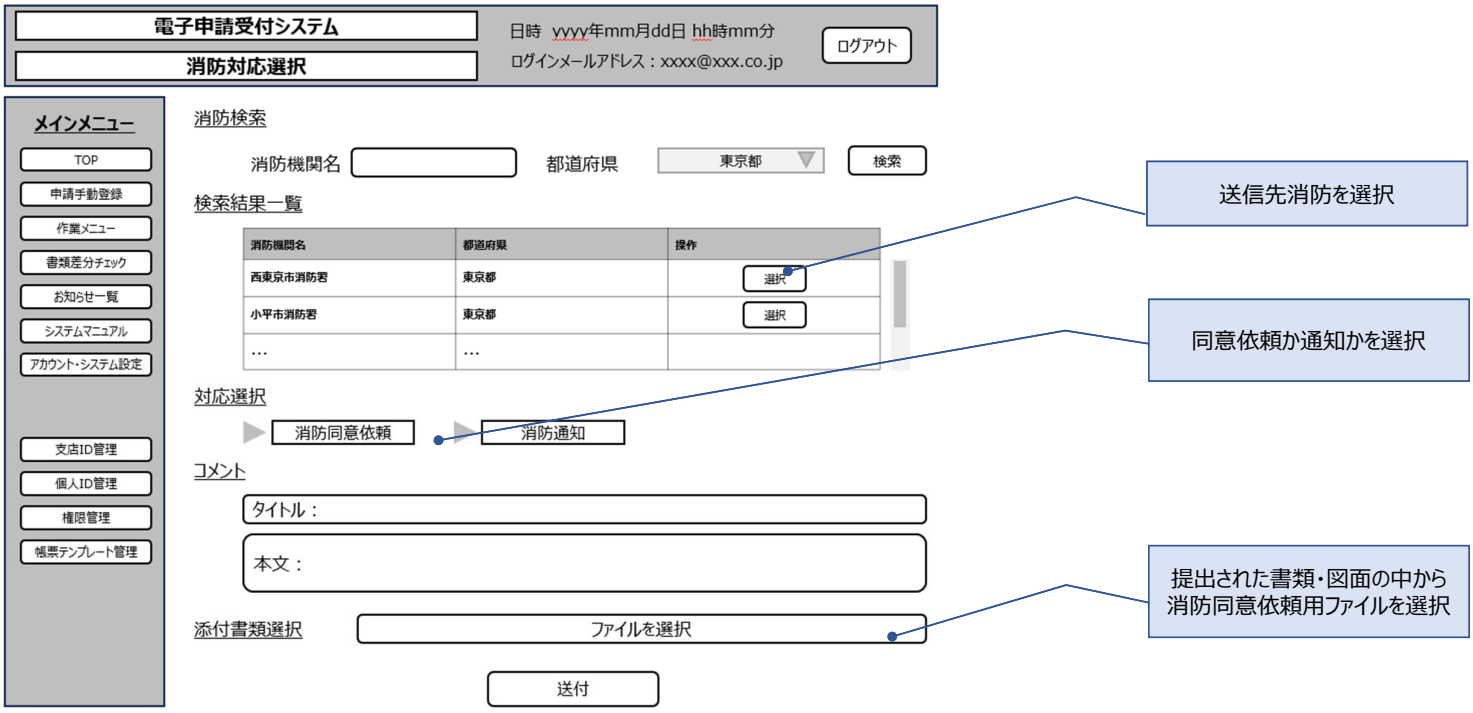

9

基準法4．新システム機能概要
4-2．システム搭載機能一覧

#	分類	機能名	機能詳細
1	個別機能	申請情報入力機能	システム経由での申請時にシステム上に案件情報を入力し登録することで、システム内のストレージに案件情報を記録
2		書類アップロード機能	システム外で作成された書類データをアップロードし、案件に紐づけながらシステム内のストレージに保管
3		書類ダウンロード機能	案件に紐づけてシステム内のストレージに保管されている書類データをダウンロード
4		書類差分チェック機能	バージョンが複数存在する書類について、新旧書類の差分をチェックし、両書類の変更箇所が明確になるよう差分判別用のファイル等を出力
5		システム内部メール送付機能	システムに登録されたユーザー同士またはユーザーとシステムの間で、システム内のメール機能でのやりとり
6		システム外部メール送付機能	システムに登録されたユーザーの外部メールアドレスに対し、システムから外部メールを送付
7	共通機能	案件管理機能	案件に紐づいた基本情報・書類情報・処理ステータスをシステム内ストレージで管理・参照
8		書類保管機能	案件に紐づいた書類データがシステム内ストレージで指定された期間内保管
9		ユーザー管理機能	システムを利用する企業・団体や担当者の情報を階層構造をもってユーザー情報として管理
10		ユーザー認証機能	システムがあらかじめ登録している企業・団体や担当者を、ユーザー名やパスワード情報を用いて識別
11		ファイル無害化機能	LG-WAN内の環境にデータが移動する際、自動でファイル内のウィルスチェック
12		権限管理機能	システムがあらかじめ登録している企業・団体や担当者ごとに、システム内の情報・書類・機能を閲覧・編集・利用する権限を設定

10

基準法5．新システム利用方法
5-1．システム利用料及び推奨環境

システム利用料

- **令和６年７月現在、システム利用料は検討中**です。
- システム利用に伴う**必要環境（PC･インターネット回線等）は各団体で整備**していただく必要があります。

推奨環境

インターネット環境

- 本システムはWeb上で稼働するため、**インターネット環境又はLGWAN環境と電子メール受信環境が必要**です。

PC

- **インターネット環境で動作するパソコンが必要**です。
- **令和６年７月現在、推奨スペックは検討中**です。

令和6年7月版

11

基準法5．新システム利用方法
5-2．今後のスケジュール

24年夏頃　新システム概要説明会

- 新システムの機能や利用方法の概要をご説明します。

25年1月頃　試行利用開始

- 新システムの詳細を実機によりご確認いただきます。
- 新システムの利用申込を開始します。
- 外部システムとの連携仕様を公表します。

25年3月頃　電子申請受付エントリー

- 25年4月からの稼働に向け、電子申請受付窓口と電子消防同意受付窓口のエントリーを開始します。

25年4月～　システム稼働開始

- システム稼働開始は25年4月を予定しています。

令和6年7月版

12

電子申請受付システム構築状況
～建築士法関係～

一般財団法人 建築行政情報センター
Information Center for Building Administration
ICBA

令和6年7月版

13

士法0. 本取組の背景
デジタル庁「構造改革のためのデジタル原則」を踏まえた対応等

目標

○事務所での書面掲示や閲覧をインターネット上に公開（デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表）
○建築士事務所における申請、届出等の一連の手続きにかかるオンライン化の推進（規制改革実施計画 基本計画）

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表

	＜建築基準法・建築士法関連＞	合計49項目
目視や実地での検査を義務付け ↓ リモート会議等を活用し 遠隔での検査を可能に	中間・完了検査におけるリモート実施	含め17項目
事務所での書面掲示や閲覧 ↓ **書面と同内容をインターネット上に公開**	**建築士名簿・建築士事務所登録簿のインターネット閲覧** 指定確認検査機関の指定区分等のインターネット掲示	含め14項目
特定の人物へ専任や常駐 ↓ リモートを活用して規制緩和	管理建築士業務のデジタル技術活用	含め２項目
郵送での申込・対面での講習 ↓ WEB申込・リモートでの受講	建築士定期講習・管理建築士講習のオンライン完結	含め５項目
一律の期間や手法、基準による定期検査 ↓ リアルタイムモニタリング等を活用し求める性能のみ規定	定期検査・調査の技術中立化、報告のオンライン化	含め11項目

出典：国土交通省資料（「建築確認等のオンライン利用率引上げの基本計画 第三者委員会」令和６年３月）

14

士法１．建築士・建築士事務所　ＷＥＢ閲覧システムの概要

- ■ 建築士法に基づく建築士名簿並びに建築士事務所登録簿及び業務報告書の閲覧が可能。
- ■ ポータルサイトは都道府県・建築士会・事務所協会等のホームページを想定。
- ■ 変更届等による更新は、ＷＥＢサイト上に即時反映。業務報告の閲覧は５年間。
- ■ 業務報告の閲覧は、都道府県別に「令和○年以降」のような制御が可能。

▼PC版　事務所登録簿閲覧イメージ

▼スマホ版　事務所登録簿閲覧イメージ

※建築士名簿も同様の画面イメージ。ただしWEB閲覧では、有償の建築士事務所登録閲覧システム（照会）と比較し、顔写真、性別、生年月日、所属建築士受講状況判定などが表示されない。

15

士法２．建築士事務所登録受付システム（電子申請受付システム）の概要

システム概要

○ オンライン化に伴い、指定事務所登録機関(建築士事務所協会)では、窓口対応や入力事務が低減
○ システムの操作は簡単で特段のスキルは不要、万一操作に困った場合に備えて電話サポート窓口も設置

▼新規登録等のオンライン化イメージ

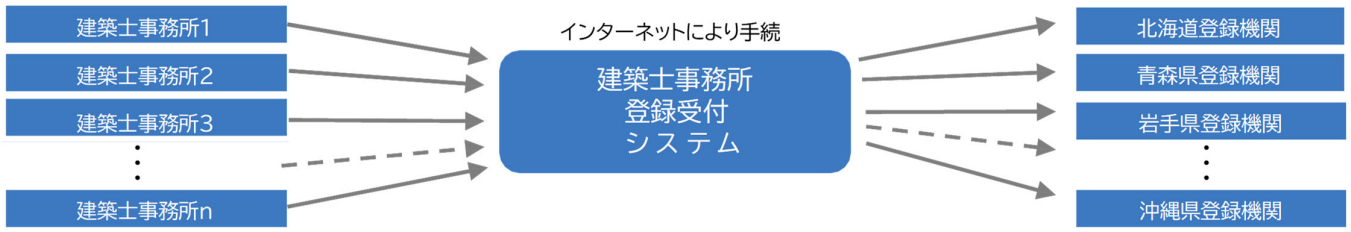

オンライン化のメリット

申請者側	審査側
インターネット環境のみでいつでもどこからでも申請が可能	申請件数や未処理件数の表示により、対応漏れを防止することが可能
一度登録をいただければ、新規申請～更新～廃業まで、一連の手続きがオンラインにより完結	入力チェック機能により、申請者の記載ミス等が軽減され、審査が容易に
不明点等はチャット機能により照会が可能になり、申請がより容易になる	別途管理されている登録者情報と自動で突合することが可能になり、手間を省略できる
役員や建築士のリストはCSV形式のファイルによりまとめて入力が可能なため、申請の手間を省略できる	書類は一定年数システムに保存されるため、提出した、しないのトラブル防止になる

16

電子申請受付システム利用料

一般財団法人 建築行政情報センター
Information Center for Building Administration

令和6年7月版

17

利用団体別　電子申請受付システム利用料

利用団体	利用料の概要
特定行政庁	令和７年度末まで無償とする方針で検討中 令和８年度以降については令和６年中に公表予定 ※令和７年度共用データベース利用料は、令和５年度建築確認件数等に基づく定例の見直しを行う ※台帳登録閲覧システム利用庁は、利用申込等の追加手続なしで電子申請受付システムを利用可能
指定確認検査機関	令和７年度末まで無償とする方針で検討中 令和８年度以降については令和６年中に公表予定 ※令和７年度共用データベース利用料は、令和５年度建築確認件数等に基づく定例の見直しを行う
指定構造適判機関 登録省エネ適判機関 定期報告地域法人	令和７年度末まで無償とする方針で検討中 令和８年度以降については令和６年中に公表予定 ※指定構造適判機関、登録省エネ適判機関、定期報告地域法人向けの機能装備時期も検討中
消防	無償とする方針で検討中
市町村	無償とする方針で検討中　※市町村向けの機能装備時期も検討中
都道府県(建築士法) 建築士会	改訂予定なし ※建築士名簿のＷＥＢ閲覧の利用に伴う共用データベース利用料の増額は行わない
都道府県(建築士法) 建築士事務所協会	令和７年度の共用データベース利用料改訂で対応（次頁「利用料別紙」参照） ※建築士事務所登録簿・業務報告のＷＥＢ閲覧の利用に伴う共用データベース利用料の増額は行わない

令和6年7月版

18

別紙　事務所登録機能に係る共用データベース利用料改訂（都道府県・事務所協会向け）

税抜年額(円)

No.	都道府県	令和６年度までの利用料（C）	令和７年度以降の利用料(C’)	増額（C’-C）	増率（C’/C）
1	北海道	680,000	1,030,000	350,000	1.5
2	青森県	150,000	230,000	80,000	1.5
3	岩手県	160,000	240,000	80,000	1.5
4	宮城県	330,000	500,000	170,000	1.5
5	秋田県	200,000	300,000	100,000	1.5
6	山形県	200,000	300,000	100,000	1.5
7	福島県	260,000	400,000	140,000	1.5
8	茨城県	330,000	500,000	170,000	1.5
9	栃木県	220,000	330,000	110,000	1.5
10	群馬県	270,000	410,000	140,000	1.5
11	埼玉県	740,000	1,120,000	380,000	1.5
12	千葉県	540,000	820,000	280,000	1.5
13	東京都	2,120,000	3,220,000	1,100,000	1.5
14	神奈川県	900,000	1,370,000	470,000	1.5
15	新潟県	360,000	550,000	190,000	1.5
16	富山県	180,000	270,000	90,000	1.5
17	石川県	200,000	300,000	100,000	1.5
18	福井県	140,000	210,000	70,000	1.5
19	山梨県	130,000	200,000	70,000	1.5
20	長野県	350,000	530,000	180,000	1.5
21	岐阜県	230,000	350,000	120,000	1.5
22	静岡県	480,000	730,000	250,000	1.5
23	愛知県	710,000	1,080,000	370,000	1.5
24	三重県	200,000	300,000	100,000	1.5
25	滋賀県	170,000	260,000	90,000	1.5
26	京都府	310,000	470,000	160,000	1.5
27	大阪府	950,000	1,440,000	490,000	1.5
28	兵庫県	520,000	790,000	270,000	1.5
29	奈良県	130,000	200,000	70,000	1.5
30	和歌山県	110,000	170,000	60,000	1.5
31	鳥取県	80,000	120,000	40,000	1.5
32	島根県	110,000	170,000	60,000	1.5
33	岡山県	230,000	350,000	120,000	1.5
34	広島県	370,000	560,000	190,000	1.5
35	山口県	200,000	300,000	100,000	1.5
36	徳島県	140,000	210,000	70,000	1.5
37	香川県	190,000	290,000	100,000	1.5
38	愛媛県	190,000	290,000	100,000	1.5
39	高知県	110,000	170,000	60,000	1.5
40	福岡県	530,000	810,000	280,000	1.5
41	佐賀県	90,000	140,000	50,000	1.5
42	長崎県	140,000	210,000	70,000	1.5
43	熊本県	200,000	300,000	100,000	1.5
44	大分県	140,000	210,000	70,000	1.5
45	宮崎県	190,000	290,000	100,000	1.5
46	鹿児島県	210,000	320,000	110,000	1.5
47	沖縄県	190,000	290,000	100,000	1.5

19

その他

１．既存建築確認台帳の電子データ化について

ICBAでは、特定行政庁に保管された紙の建築確認台帳等の情報を建築行政の基礎資料として活用するため、これらの情報を電子データ化して共用DBに投入する業務を実施しています。

１．アスベスト補助金を活用した電子化について

アスベスト補助金は、令和 2 年 12 月 24 日「住宅・建築物アスベスト改修事業の延長・見直しについて」(別紙)のとおり、民間建築物は令和 7 年度末まで延長されています。

この補助金は定額補助であり、紙の台帳・建築計画概要書を電子化し、そのテキスト情報と概要書PDFを共用DBに投入する(①:電子化業務)ことのほか、一定の確認情報と登記情報を地名地番で紐つけることにより作成する「アスベスト調査台帳」を整備する(②:アスベスト調査台帳整備業務)費用が全額補助対象とされています。

建築物台帳等が電子化されることにより、既存住宅売買の円滑化のため、平成 29 年 3 月 31 日国住指第 4546 号「台帳記載事項証明書の発行について」(課長通知)で求められている台帳記載事項証明書の発行も容易となると考えられます。

表1　ICBAの実施する紙の台帳・概要書の電子化業務の全体像について

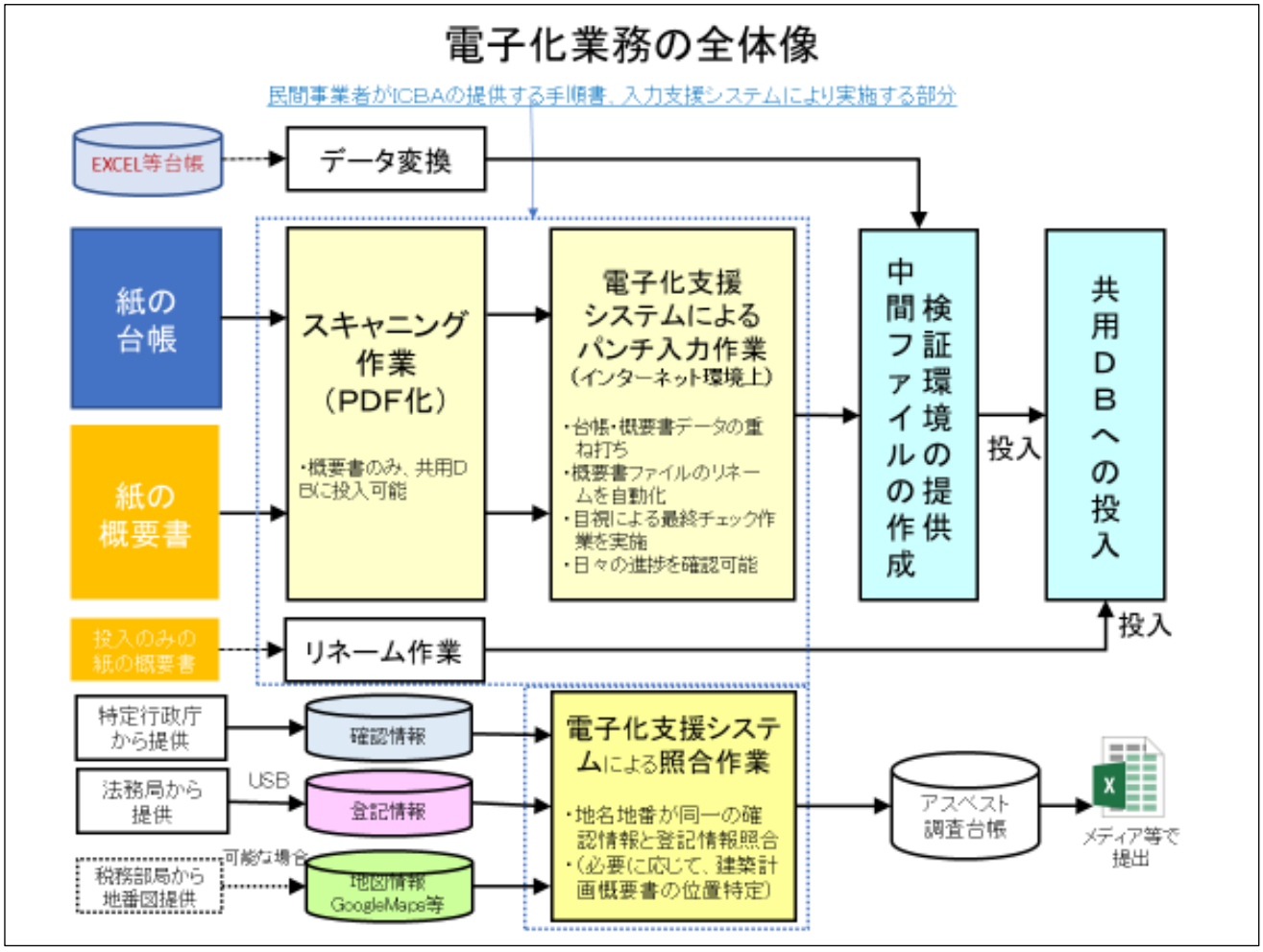

① 電子化業務について

表2の「電子化業務」により、ICBAが民間事業者に対して手順書とクラウド上で機能する電子化支援システムを提供し、紙の台帳・概要書を電子化し共用 DB に投入する業務を受託しています。この「電子化支援システム」とは、セキュリティが確保されたインターネット上のクラウド環境において、特定行政庁ごとにカスタマイズした入力フォームをICBAが提供し、日々の進捗状況を特庁のパソコン画面から確認することができます。

紙の台帳・概要書の電子化と合わせ、EXCEL 等台帳を変換し、共用 DB に投入する場合もあります。

表2 ICBAの電子化業務受託方式（紙の台帳・概要書を共用DBに投入する場合）

業務受託方式（○がＩＣＢＡ受託部分）

業務プロセス ケース	作業手順書の作成など	概要書等のＰＤＦ化	データパンチ入力	電子化支援システム提供	中間ファイル作成検証用環境の提供	共用 DB への投入	備考
電子化業務	○	原則民間業者が実施		○	○	○	・特庁がICBA及び民間事業者の２契約を締結

注） 発注手続きの簡素化、財政部局からの指示などの理由により全ての業務の直接受託はお受けしませんのでご留意ください。

② アスベスト調査台帳整備業務について

平成 28 年 5 月 24 日付国住指第 4276 号「定期報告及びアスベスト対策に係る台帳の整備に関し必要な登記情報及び地図情報の電子データによる提供依頼等について」（（課長通達）より、アスベスト調査台帳等の整備に関し、所管の法務局から建物登記の電子データによる提供を受けることが可能となりました。

確認情報及び登記情報を地名地番をキーとして紐付ける作業を実施し、アスベスト調査台帳の整備に関する業務を受託しております。

表3 アスベスト調査台帳作成のための位置・所有者特定作業の場合

業務受託方式（○がＩＣＢＡ受託部分）

業務プロセス ケース	作業手順書の作成など	位置特定作業	所有者特定作業	電子化支援システム提供	アスベスト調査台帳作成	備考
アスベスト調査台帳整備業務	○	原則民間事業者が実施		○	○	・特庁がICBA及び民間事業者の2契約を締結

２.既存システム（EXCEL 台帳等を含む）からのデータ移行について

既存システムから共用DBへのデータ移行は、既存システム（共用DB以外のシステム）に格納されたデータ等から「中間ファイル」を作成いただき、それを台帳登録閲覧システムの検証環境に投入して移行後の状態を十分確認いただいたのち、ICBAが共用DBの本番環境に投入することにより行います。データ移行関係資料と必要な費用はICBAのホームページに公開しております。

URL：https://www.icba.or.jp/kyoyodb/#a4

別紙

事　務　連　絡
令和２年 12 月 24 日

各都道府県建築主務部長　様

令和３年度当初予算案における
住宅・建築物アスベスト改修事業の延長・見直しについて

国土交通省住宅局市街地建築課
建築指導課

令和２年 12 月 21 日に令和３年度予算案が閣議決定され、社会資本整備総合交付金による住宅・建築物アスベスト改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）について、別添１のとおり、延長・見直しを行う予定としておりますので、お知らせいたします。

○ 民間建築物については、令和７年度末まで着手期限を延長することを踏まえて、補助制度による支援を行う地方公共団体においては、民間建築物所有者に対して補助事業を周知し、積極的な活用を促すなど、民間建築物のアスベスト対策の一層の推進に努められたい。

○ 市区町村所有建築物については、令和５年度末まで着手期限を延長するとともに、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む）の整備を要件にすることを踏まえ、地方公共団体において早期にアスベスト調査台帳を整備し、速やかに除去等の対策に取り組まれたい。

これに伴い、アスベスト調査台帳の整備状況や支援制度の活用意向について、別添２に従い、調査にご協力いただきたい。

都道府県におかれましては、これらの内容について、貴管下の市区町村に周知くださいますようお願いいたします。

なお、事業実施には、国会における令和３年度予算成立が前提になるため、今後、内容等が変更になることがあります。

別　添　1

住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）の延長

１．目　的

住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）のアスベスト含有調査等及びアスベスト除去等に関する事業期限の延長を行うとともに、必要な見直しを行い、アスベスト対策を推進する。

２．内　容

（１）民間建築物

（現行）　令和２年度末までに着手したものが対象
（改正）　令和７年度末までに着手したものが対象

（２）市区町村所有建築物

（現行）　令和２年度末までに着手したものが対象
（改正）　令和５年度末までに着手したものが対象
ただし、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む）を整備している地方公共団体に限る。

２．建築行政・技術情報提供事業

①講習会

■建築基準適合判定資格者検定を受検される方を対象とした講習会

・令和６年度 建築基準適合判定資格者検定受検講習会

「令和６年度版建築基準適合判定資格者の手引き」をテキストとし、昨年出題された検定問題や出題傾向の解説を中心とした【解説コース】と演習問題とその解説を行う【演習コース】、【解説コース】と【演習コース】をセットにした【セットコース】を用意。（オンデマンド講習会）

配信期間：【解説コース】令和６年６月３日（月）～8 月 29 日（木）
【演習コース】令和６年７月１日（月）～8 月 29 日（木）
【セットコース】解説講義　令和６年６月３日（月）～8 月 29 日（木）
演習講義　令和６年７月１日（月）～8 月 29 日（木）

申込期間：令和６年４月 15 日（月）～7 月 19 日（金）17：00

後　　援：日本建築行政会議

■建築審査・検査者を対象とした能力向上を目的とした研修会

・令和６年度研修 建築確認実務Ⅰ・Ⅱ

建築基準法をはじめ、消防法など関連する法令の知識を修得するとともに、建築確認において問題となる事例の講義を通じ、実務能力の向上を図ります。(集合研修及びライブ研修)

開催期間：＜Ⅰ＞令和６年６月 18 日（火）～6 月 21 日（金）の４日間
＜Ⅱ＞令和６年 10 月 15 日（火）～10 月 18 日（金）の４日間

会　　場：(一財）全国建設研修センター　研修会館

共　　催：(一財）全国建設研修センター

・「建築構造審査・検査要領－確認審査等に関する指針　運用解説編－2022 年版」解説講習会

特定行政庁・指定確認検査機関・構造適判機関、建築物の構造設計者等を対象に、2016 年版からの改訂箇所を交え、2022　年版全体について、表記冊子の執筆者が解説を行う講習会（昨年開催と同内容）です。（オンデマンド講習会）

配信期間：令和６年９月頃より配信予定（約２か月間を予定）

申込開始：令和６年９月頃を予定

後　　援：日本建築行政会議（予定）

・令和６年度建築確認実践研修

審査実務経験の浅い行政庁等の職員を対象に建築確認審査の実践能力の向上を図るため、意匠・設備コースと構造コースの研修を行います。（オンデマンド講習会）

法改正による４号建築物の審査体制の見直しに伴う人材育成強化にもご活用ください。

配信期間：令和６年 12 月頃より配信予定（約２か月間を予定）

申込開始：令和６年 11 月頃を予定

後　　援：日本建築行政会議（予定）

②図書販売

今年度販売している主な図書は以下のとおりです、ホームページ上で販売しています。

・令和 6 年度版　建築基準適合判定資格者の手引き

これから建築基準適合判定資格者検定を受検する方の参考書です。過去 5 年間（令和元年から令和 5 年)に出題された各検定問題の出題目的､解答例を詳しく解説しています。

一般価格：3,630 円（税込)、会員価格：3,267 円（税込）

令和 6 年 5 月 15 日　発行

・建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例　2022 年度版

法令改正や本書の記載内容への質疑に対する部会での検討結果を踏まえた、適用事例 2017 年度版の改訂版です。

一般価格：5,720 円（税込)、会員価格：5,148 円（税込）

令和 5 年 10 月 20 日　第 1 版第 2 刷発行

・建築構造審査・検査要領－確認審査等に関する指針　運用解説編－2022 年版

構造審査・構造適判の流れや構造規定の適用の考え方、構造適判の対象について、分かり易く図解しています。

一般価格：5,500 円（税込)、会員価格：4,950 円（税込）

令和 4 年 3 月 28 日　第 3 版第 1 刷発行

・建築構造審査・検査要領－実務編　審査マニュアル－2018 年版

建築基準関係規定における構造強度に関する基準への適合を判断する際に、適切かつ統一的な運用を図るために必要な事項についてまとめています。

一般価格：7,150 円（税込)、会員価格：6,435 円（税込）

令和 5 年 6 月 12 日　第 1 版第 3 刷発行

・近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 2022（第 2 版）

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集　【近畿建築行政会議編集】」を 8 年ぶりに改訂出版したものです。

一般価格：3,960 円（税込)、会員価格：3,564 円（税込）

令和 4 年 12 月 15 日　第 2 版第 1 刷発行

・2020 年版　建築物の構造関係技術基準解説書（通称：黄色本）

構造設計・審査のバイブル的存在です。本改訂版は 2015 年 6 月以降の法令等の改正･施行を反映させています。

一般価格：9,900 円（税込）

令和 4 年 11 月 14 日　第 4 刷発行

③改正建築物省エネ法・改正建築基準法等の周知活動

改正建築物省エネ法・改正建築基準法等に関する周知活動を（一財）日本建築防災協会とともに国土交通省に実施協力しています。

国土交通省「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）について」ポータルサイト

URL：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_shoenehou_kijunhou.html

④情報提供

・メールマガジンの配信

建築行政関連情報を広く発信することを目的として、原則月 2 回配信しています。

登録はホームページから簡単に行えます。

【掲載内容】

・最新の建築関連法令など建築行政の動向

・ICBA の講習会、図書刊行などの案内

・建築関連団体の講習会、図書刊行などの案内

参考１

建築行政共用データベースシステム連絡協議会　会則

第　１　章　　総　　則

（名　称）
第１条　この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。
（目　的）
第２条　本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用ＤＢ」という。）の利用者及び利用予定者相互の情報交換及び意見収集の場を確立するとともに、この場を通じて共用ＤＢの運営主体である一般財団法人建築行政情報センターとの情報共有を図り、もって共用ＤＢの永続的な改善と普及に資することを目的とする。
（活　動）
第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
一　共用ＤＢに関する情報提供
二　共用ＤＢに対する意見及び要望の取りまとめ
三　その他、本会の目的を達成するために必要な活動
（会員の資格）
第４条　会員は、次に掲げる者とする。
一　国土交通省
二　都道府県
三　建築主事を置く市町村及び特別区
四　指定確認検査機関
五　指定構造計算適合性判定機関
六　建築士法関係機関
七　その他、本会が必要と認める者
（会員の権利）
第５条　会員の権利は、次のとおりとする。
一　会員は、役員の選任権並びに総会の議決権を１団体につき１有する。なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
二　会員は、会議及び本会が主催する活動に参加することができる。

第　２　章　　役　　員

（役員の種類及び選任）
第６条　本会に、次の役員を置く。
一　会長　　１名
二　副会長　１名
三　理事　１０名以上３０名以下
２　理事は、総会において選任する。

３　会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

（役員の職務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

３　会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員のため就任した役員の任期は、在任者の残任期間と同一とする。

３　役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第　３　章　　会　　議

（会　議）

第９条　会議は、総会及び理事会とする。

（総　会）

第 10 条　総会は、会員をもって構成する。

２　総会は、次の事項を議決する。

一　共用ＤＢ運用の基本的事項に関する提案

二　会則の改正

三　その他本会の運営に関すること

（理事会）

第 11 条　理事会は、役員をもって構成する。

２　理事会は、次の事項を決定する。

一　総会に付議すべき事項

二　総会で決定した事項の執行に関すること

三　その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

３　理事会は、本会の活動を効率的に実施するため、部会を置くことができる。

（会議の招集、開催）

第 12 条　会議は、会長が招集する。

２　総会は、原則として隔年度開催とする。

３　理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

（議　長）

第 13 条　会議の議長は、会長がこれにあたる。

（定足数）

第 14 条　会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては役員の２分の１以上の出席がなければ、開催することができない。

（議　決）

第 15 条　議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

２　前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

（代理表決等）
第 16 条　やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前２条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第　４　章　　事　務　局

（事務局）
第 17 条　協議会の事務を処理するため、一般財団法人建築行政情報センターに事務局を置く。
２　本会の運営経費は、事務局が負担する。

第　５　章　　雑　　則

（細　則）
第 18 条　この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。

（附　則）
この会則は、平成１９年７月２６日から施行する。
（附　則）
第１条　平成２２年度に限り、会則第８条第１項の規定による役員の任期は、１年とする。
第２条　この会則は、平成２２年１１月１２日から施行する。
（附　則）
この会則は、平成２４年４月２７日から施行する。
（附　則）
この会則は、平成２６年７月１８日から施行する。
（附　則）
この会則は、平成２７年７月２４日から施行する。
（附　則）
この会則は、平成２９年１０月２７日から施行する。

参考 2

建築行政共用データベースシステム連絡協議会
入会状況

令和 6 年 7 月 29 日現在

区域	特定行政庁							指定確認検査機関等					建築士法関係団体				合計
	都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限特	特別区	計	大臣指定	地整指定	知事指定	その他	計	国・地整	建築士会	事務所協会	計	
国・連合会	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	12	1	1	14	14
北海道	1	1		2	11		15			2	1	3	ー		1	1	19
青森	1		1	2			4			1		1	ー	1	1	2	7
岩手	1		1		6		8			1		1	ー				9
宮城	1	1		3			5		1	1		2	ー				7
秋田	1		1	1			3			1		1	ー		1	1	5
山形	1			1	2		4			1		1	ー				5
福島	1		2		2		5						ー	1	1	2	7
茨城	1			5			6		1	2		3	ー	1		1	10
栃木	1		1	7			9				1	1	ー	1		1	11
群馬	1			1	1		3			1		1	ー	1	1	2	6
埼玉	1	1	2	5	13		22		1	1		2	ー	1	1	2	26
千葉	1	1	5	8	6		21	1	2	1		4	ー				25
東京	1		1	3		19	24	13	3	1	2	19	ー	1	1	2	45
神奈川	1	3	3	6			13	3	2	1		6	ー	1	1	2	21
新潟	1	1	1	2			5			2		2	ー	1		1	8
富山	1		1				2			1		1	ー	1	1	2	5
石川	1			1	1		3			1		1	ー				4
福井	1		1				2			1		1	ー				3
山梨	1			1			2		1	1		2	ー				4
長野	1		1	1	2		5			1		1	ー	1	1	2	8
岐阜	1		1	2	1		5						ー				5
静岡	1	2		4	6		13	1			1	2	ー		1	1	16
愛知	1	1	5		11		18	1	2			3	ー		1	1	22
三重	1		2	3	1		7			1		1	ー				8
滋賀	1		1	6			8		1	1		2	ー		1	1	11
京都	1	1		1			3		1	1		2	ー		1	1	6
大阪	1	2	6	5			14	3	6	1		10	ー	1		1	25
兵庫	1	1	2	3			7		2	1		3	ー		1	1	11
奈良	1		1	2			4						ー		1	1	5
和歌山	1		1				2						ー				2
鳥取	1			3			4						ー				4
島根	1			2	4		7						ー				7
岡山	1		1	5			7						ー	1		1	8
広島	1	1	1	2	1		6	1	1	1		3	ー	1		1	10
山口	1			6	1		8						ー				8
徳島	1						1						ー				1
香川	1		1				2						ー		1	1	3
愛媛	1		1	3	1		6						ー				6
高知	1		1				2			1		1	ー				3
福岡	1	2	1	1			5		1	1		2	ー		1	1	8
佐賀	1			1			2			1		1	ー		1	1	4
長崎	1		2		2		5						ー		1	1	6
熊本	1	1		2			4			1		1	ー				5
大分	1		1	4			6			1		1	ー		1	1	8
宮崎	1			2			3						ー				3
鹿児島	1				2		3			1		1	ー		1	1	5
沖縄	1		1	4			6			1		1	ー				7
計	47	19	50	110	74	19	319	23	25	34	5	87	12	15	23	50	456
機関総数	47	20	69	148	140	23	447	26	40	64	11	141	12	48	48	108	696
入会率	100%	95%	72%	74%	53%	83%	71%	88%	63%	53%	45%	62%	100%	31%	48%	46%	66%